

## 彩の国リサイクル製品認定審査会設置要綱

### (設置)

第1条 彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第6条第2項、第8条第1項及び第10条第2項の規定による意見を聴取するため、「彩の国リサイクル製品認定審査会」(以下、「審査会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 認定要件に対する適合性
- (2) その他認定制度に関すること

### (委員)

第3条 審査会の委員(以下「委員」という。)はリサイクル製品の製造、使用、普及啓発等について、知識と経験を有する者のうちから知事が選任する。

- 2 委員の任期は三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長等)

第4条 審査会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 審査会には副会長1名を置くことができる。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、審議を円滑に進めるため、必要に応じて作業部会を設けることができる。

### (召集等)

第5条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 会長は、付議事項の内容に応じて、委員のうちから審査会に召集する委員を決定する。
- 5 会長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴取することができる。
- 6 会議の議事で議決が必要なときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、やむを得ない事情により会議を開催できないときは、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。

(庶務)

第6条 この審査会の庶務は、埼玉県環境部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会の同意を得て別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。